

## 商品量目制度概念図

### 10条 正確計量義務

法定計量単位により取引や証明をするときは  
(商品に限らず)正しく計ること

### 商品の販売に係る規制

#### 11条 長さ等の明示

計量販売に適する商品は、法定計量単位により示して、販売すること

#### 12条1項 特定商品の正確計量義務

・特定商品を計量販売するときは、量目公差  
内で計ること  
例:精米、野菜、果実、魚介類、精肉、  
灯油、皮革

・13条2項  
13条1項指定商品以外の特定商品  
を密封し、内容量を表記した場合、  
量目公差内で計ること及び一定の  
内容の表記の義務

#### 13条1項 物象量表記義務商品

・特定商品のうち、政令指定するものは密封  
包装を施したら、量目公差内で計り、その  
内容量、住所、氏名を表記すること  
例:みそ、しょうゆ、牛乳、チーズ

法14条2項 輸入商品

14条1項 輸入商品

・12条2項  
特定商品のうち指定した  
商品を容器に入れて販売  
するときは、内容量の表記  
義務  
灯油